

品川区内医師会助成金交付要綱

平成2年5月要綱第32号

平成11年3月要綱第17号

品川区医師会および荏原医師会（以下「医師会」という。）が区民の健康増進のために実施する事業に対する助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

（助成金交付の目的）

第1条 品川区内医師会助成金（以下「助成金」という。）は、医師会が、区民の健康増進のために実施する事業を助成し、もって公衆衛生に寄与することを目的とする。

（助成金の交付対象および対象経費）

第2条 助成金は、医師会が区民の健康増進を推進するために行う事業で次に掲げる事業のうち区長が必要かつ相当と認めたものに交付する。

交付対象事業	交付対象経費
1 施設の改造および補修事業	区長が必要と認めた施設整備に要する工事費等
2 設備整備事業	区長が必要と認めた医療器具および検査器具を購入するために必要な備品購入費、借入するために必要な使用料および賃借料、修理費等
3 研修、研究および普及、啓発その他の事業	区長が必要と認めた事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料等
4 休日固定診療所の開設	区長が必要と認めた施設整備に要する工事費、備品購入費、応急薬品費等

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、次の補助率に基づき算定した額につき、予算の範囲内で交付する。

(1) 前条に掲げる1と2の事業についての補助率は2分の1とする。

(2) 前条に掲げる3と4の事業についての補助率は10分の10とする。

(事業計画書の提出)

第4条 本要綱に基づく事業を実施しようとするときは、原則として、年度当初に別記第1号様式により事業計画書を提出しなければならない。

(交付予定額の通知)

第5条 区長は、医師会から提出された事業計画書を審査し、別記第2号様式により助成金の交付予定額を通知する。

(助成金の交付申請)

第6条 医師会は、前条に規定する交付予定額の通知を受けた時は、別に定める期限までに別記第3号様式による助成金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、別記第4号様式による助成金交付決定通知書を医師会に送付するものとする。

(申請の撤回)

第8条 医師会は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、助成金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第9条 医師会は、第7条に規定する助成金交付決定通知書を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第5号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消し等)

第10条 区長は、助成金の決定通知を受けた医師会が、その後の事情により特別の事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更

することができる。

(変更の承認)

第11条 医師会は、次の各号に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

- (1) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業の内容に変更を加えようとするとき
- (3) 助成対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき

(事故報告)

第12条 医師会は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、または、その遂行が困難となったときは、速やかに報告し、指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第13条 医師会は、事業の適性円滑な執行を図るため、その遂行の状況に関し区長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(助成事業の遂行命令等)

第14条 区長は、医師会が提出する報告もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成対象事業に適合する処置をとるべきことを命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第15条 医師会は、助成対象事業終了後（または会計年度終了後）、速やかに別記第6号様式による助成対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第16条 区長が補助職員をして、助成対象事業の遂行状況および経理について検査をさせたとき、または報告を求めたときは、医師会はこれに応じなければならない。

(助成金の経理等)

第17条 医師会は、助成金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

第18条 区長は、医師会が次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき
- (2) 他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第19条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第20条 助成金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、医師会は、当該助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額100円につき1日3銭の割で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長 様

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区内医師会助成金の事業計画書について

品川区内医師会助成金交付要綱に基づき、事業計画を下記書類を添え提出いたします。

記

- 1 年度 医師会事業計画書（別紙（1）のとおり）
- 2 年度 施設の改造および補修事業等に係る対象経費の支出予定額
内訳書（別紙（2）のとおり）
- 3 年度 研修、研究および普及、啓発その他の事業に係る対象経費
の支出予定額内訳書（別紙（3）のとおり）

(第2号様式)

第 号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区内医師会助成金
の交付予定額について（通知）

品川区内医師会助成金交付要綱に基づき、本年度交付予定額を内示
しますので、下記により申請されたい。

記

- 1 交付予定額
- 2 交付対象事業 別紙のとおり
- 3 申請書提出期限 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 年度 医師会事業調書等
 - (2) 年度 医師会収支予算書

(第3号様式)

年 月 日

様

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区内医師会助成金交付申請書

品川区内医師会助成金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、
関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|-----|-------|--|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 添付書類 | | |
| (1) | 年度 | 医師会事業調書(別紙(1)のとおり) | |
| (2) | 年度 | 施設の改造および補修事業等に係る対象経費
支出額内訳書(別紙(2)のとおり) | |
| (3) | 年度 | 研修、研究および普及、啓発その他の事業に係る
対象経費の支出額内訳書(別紙(3)のとおり) | |
| (4) | 年度 | 医師会収支予算書 | |

(第4号様式)

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった 年度品川区
医師会助成金として、下記金額を交付する。

記

金 円

(第5号様式)

年 月 日

品川区長 様

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区内医師会助成金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった
年度品川区内医師会助成金として、下記の金額を請求いたしま
す。

記

金 円

(第6号様式)

年 月 日

品川区長 様

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区内医師会助成金の事業実績報告について

品川区内医師会助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を受けましたが、助成対象事業を完了したので、下記の書類を添え、事業実績の報告をいたします。

記

- 1 年度 医師会事業実績報告書
(別紙(1)のとおり)
- 2 年度 医師会収支決算報告書
- 3 年度 総会議案